

ノングルテン米粉製品認証ロゴマーク要領

1. 目的

本要領は、日本米粉協会（東京都千代田区錦町 1-21。以下「協会」といいます。）の「米粉製品のノングルテン(Non-Gluten)認証要領」（平成 29 年 12 月 20 日制定。以下「認証要領」といいます。）に基づくノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証に係るノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証ロゴマーク（以下「認証ロゴマーク」といいます。）について定めるものです。

2. 認証ロゴマークの種類及び使用範囲等

(1) ノングルテン(Non-Gluten)米粉認証ロゴマーク

ア 認証要領に基づくノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関（以下「認証機関」といいます。）の認証を受けた米粉（以下「ノングルテン米粉」といいます。）に関し使用することができます。

イ なお、使用に当たっては、「本製品はサンプル検査によりグルテンの含有量が $1 \mu\text{g} / \text{g}$ （= 1 ppm）以下であることを確認したものであること」等の注意喚起表示に努めてください。

(2) ノングルテン(Non-Gluten)米粉加工製品認証ロゴマーク

認証機関による、ノングルテン米粉を主たる原料として使用した製品であって、当該米粉以外の米粉、グルテン及び食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）により表示が義務付けられている範囲の小麦を含まないことについての認証を受けた加工製品に関し使用することができます。

3. 認証ロゴマークの規格

認証ロゴマークのデザイン、ロゴ及び規格は、別紙のとおりとします。

4. 認証ロゴマークの付与及び管理

(1) 認証機関は、ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証を行った場合には、被認証者に対して、認証ロゴマークの電子データ（イラストレータ形式（a i ファイル）及び画像データ（j p g : ジェイペグ））を送付することにより付与します。

(2) 認証ロゴマークの送付を受けた被認証者は、認証要領 9 の(1)に基づき使用するとともに、その適切な管理に努めるものとします。